

評価に値する知見やデータの有無について
担当の専門調査会の意見を聞くべきものと
整理された案件について

- ・ 添加物専門調査会の意見
- ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会の意見
- ・ 新開発食品専門調査会の意見

「着色料・甘味料等」について

添加物専門調査会

本専門調査会において、標記について、提供された情報及び専門委員の専門的知見も踏まえ検討を行ったところ、意見は以下のとおりである。なお、今後、新たな知見等が得られた場合には、改めて検討を行う必要があると考えられることを申し添える。

番号	物質名（危害要因）	意見
(1)	合成着色料と保存料の子供への影響	人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要があるとは考えにくい。ただし、McCann らの試験成績に関連した、追加の知見等が得られた場合には、改めて検討を行う必要があると考えられる。
(2)	亜硝酸塩等の発色剤	食品の中には硝酸塩がもともと存在するものが知られている。発色剤である亜硝酸塩について、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討するのであれば、それらを含め、食品中の硝酸塩及び亜硝酸塩全体をとらえるべきである。
(3)	着色料の複合影響	人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要があるとは考えにくい。
(4)	赤色2号	提供された情報が十分でないこと等から、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要性について、意見をまとめるることは困難である。なお、指定された後に使用されるという添加物としての特殊性を踏まえ、リスク管理側としてどのような管理を行っているのかについても情報が必要と考える。

(5)	古い時代に指定された添加物や国際機関で評価されていないような添加物	既に指定されている添加物をどのように管理していくかという仕組みに関する提案と考えられ、また、指摘された添加物の範囲は必ずしも明確ではなく、安全性に関して特段の情報は得られていないが、今後、新たな知見等が得られた場合には、改めて検討を行う必要があると考えられる。
(6)	スクラロース	人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要があるとは考えにくい。
(7)	アスパルテーム	人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要があるとは考えにくい。
(8)	サイグラミン酸ナトリウム(チクロ)	現在我が国において指定されていない添加物について新たに指定を求める提案と考えられるが、本件添加物に関する現状が人の健康に悪影響を及ぼすおそれではなく、今回添加物専門調査会に求められている意見の対象外と考えられる。
(9)	人工甘味料一般	物質(危害要因)が明確でないこと、提供された情報が十分でないこと等から、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要性について、意見をまとめることが困難である。なお、指定された後に使用されるという添加物としての特殊性を踏まえ、リスク管理側としてどのような管理を行っているのかについても情報が必要と考える。
(10)	トレハロース	人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるかどうか検討する必要があるとは考えにくい。

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧中食品安全委員会で評価されているものについて再評価が求められている案件について

遺伝子組換え食品等専門調査会

標記案件の中で提案のあった遺伝子組換え食品（提案理由：食品安全委員会が行った評価方法よりも良い方法があると考えているため）について、遺伝子組換え食品等専門調査会において検討を行ったところ意見は以下のとおりである。

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品に係るリスク評価のためのガイドラインを策定しており、当該ガイドラインに基づいて評価を実施している。

現時点において既存の評価方法の再検討の必要性を示唆するような新たな科学的な知見は得られていない。また、既存の評価方法は、国際的な評価方法とも整合し、現時点における最新の科学的知見に基づいており、妥当なものである。

なお、今後、新たな科学的な知見が得られた場合には、必要に応じ、評価方法について再検討することとする。

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補を選定するための案件一覧中食品安全委員会で評価されているものについて再評価が求められている案件について

新開発食品専門調査会

標記案件の中で提案のあったクローン家畜由来食品（提案理由：食品安全委員会の評価における健全性の証明に疑問をいだいているため）について、新開発食品専門調査会において検討を行ったところ意見は以下のとおりである。

食品安全委員会において評価を行った当時において、本件に関して、健全性も含め、入手できたすべての関連文献について検討を行い、当時の科学的な知見に基づいて評価を実施したものである。また、評価終了後これまでに、健全性を含め、安全性に関する懸念を示すような新たな科学的知見は得られていないことから、現時点においても最新の科学的知見に基づいた評価であり、妥当なものである。

なお、今後、新たな科学的知見が得られた場合には、必要に応じ、再評価することとする。